

納 稅 者 番 号 制 度 (説 明 資 料)

目 次

○ 納税者番号制度の定義	1
○ 納税者番号制度の仕組み	2
○ 個人納税者のケース（イメージ）	3
○ 納税者番号制度を巡る論点	4
○ 電子化・情報化と納税者番号制度（イメージ）	5
○ 必要とされる付番のあり方に関する税制調査会における検討	6
○ 個人付番方式の比較	7
○ 個人付番方式のメリット／デメリットについて	8
○ 納税者番号制度を巡るプライバシー問題の諸局面と論点の整理	9
○ 個人情報保護に関する政府の取組み	10
○ 米国における社会保障番号・納税者番号とプライバシー保護の仕組み	11
○ 納税者番号制度の利用の各局面において生ずるコスト（イメージ）	12
○ 主要国における納税者番号制度の概要	13
○ 納税者番号制度とタックス・コンプライアンスの観点	14
○ 最近における適正な申告水準の維持向上策	15
○ 法定資料の種類	16
○ 主要国における法定資料制度等の比較	17
○ 主要国における法定資料の概要	18
○ 米国における情報申告書	20
○ 源泉徴収方式と納税者番号による名寄せ方式	28
○ 諸外国の所得税の課税方式と挙証責任の所在	29
○ 米国における挙証責任の分担・調整	30
○ 主要先進国における記帳・帳簿等保存義務	32
○ 脱税に対する罰則の国際比較	33
○ 加算税の国際比較	34

納 税 者 番 号 制 度

○ 納税者番号制度の定義

「納税者番号制度とは、

（イ）納税者に広く番号を付与し、各種の取引を行う際に取引の相手方（金融機関等）

に番号を告知すること 並びに

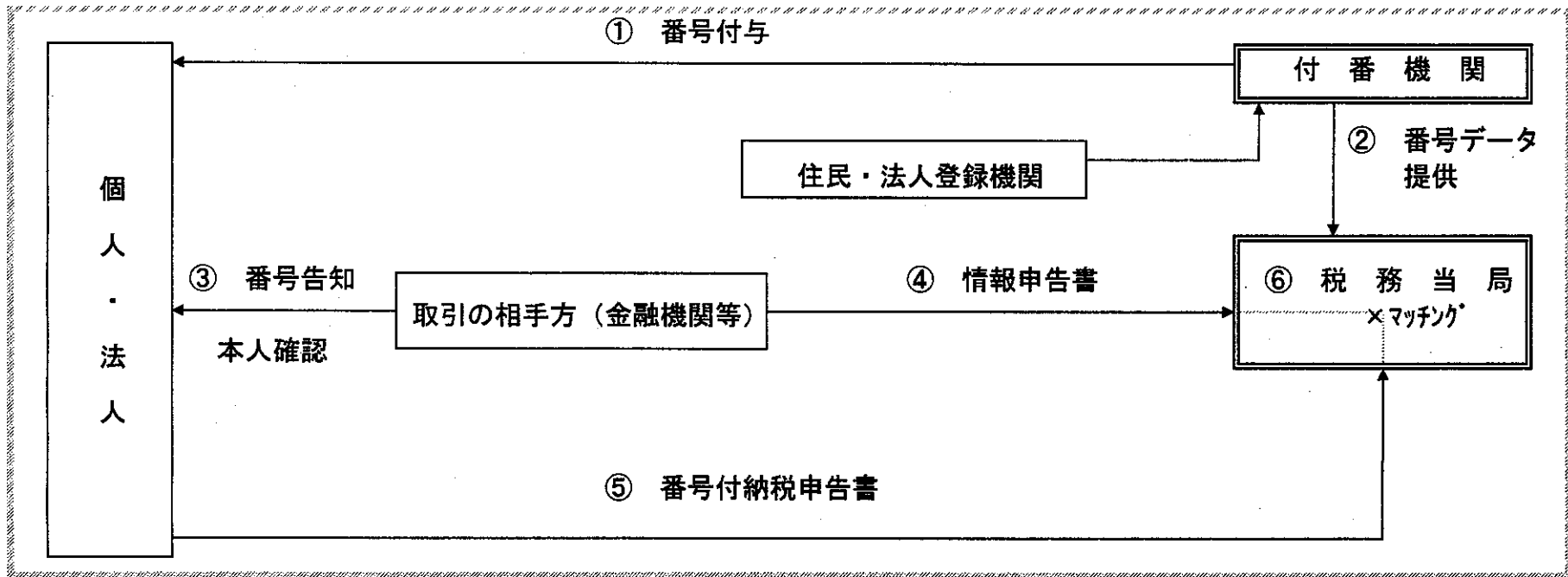
（ロ）納税者及び取引の相手方が税務当局に提出すべき各種書類に納税者の番号を記載

すること

を義務付けることによって、納税者に関する課税資料を、その番号に従って集中的に整理し（その番号をキーとしてマッチング〔突き合わせ〕して整理し）、管理する方式である。」

（「納税者番号等検討小委員会報告」（昭和 63 年）より抜粋）

納税者番号制度の仕組み

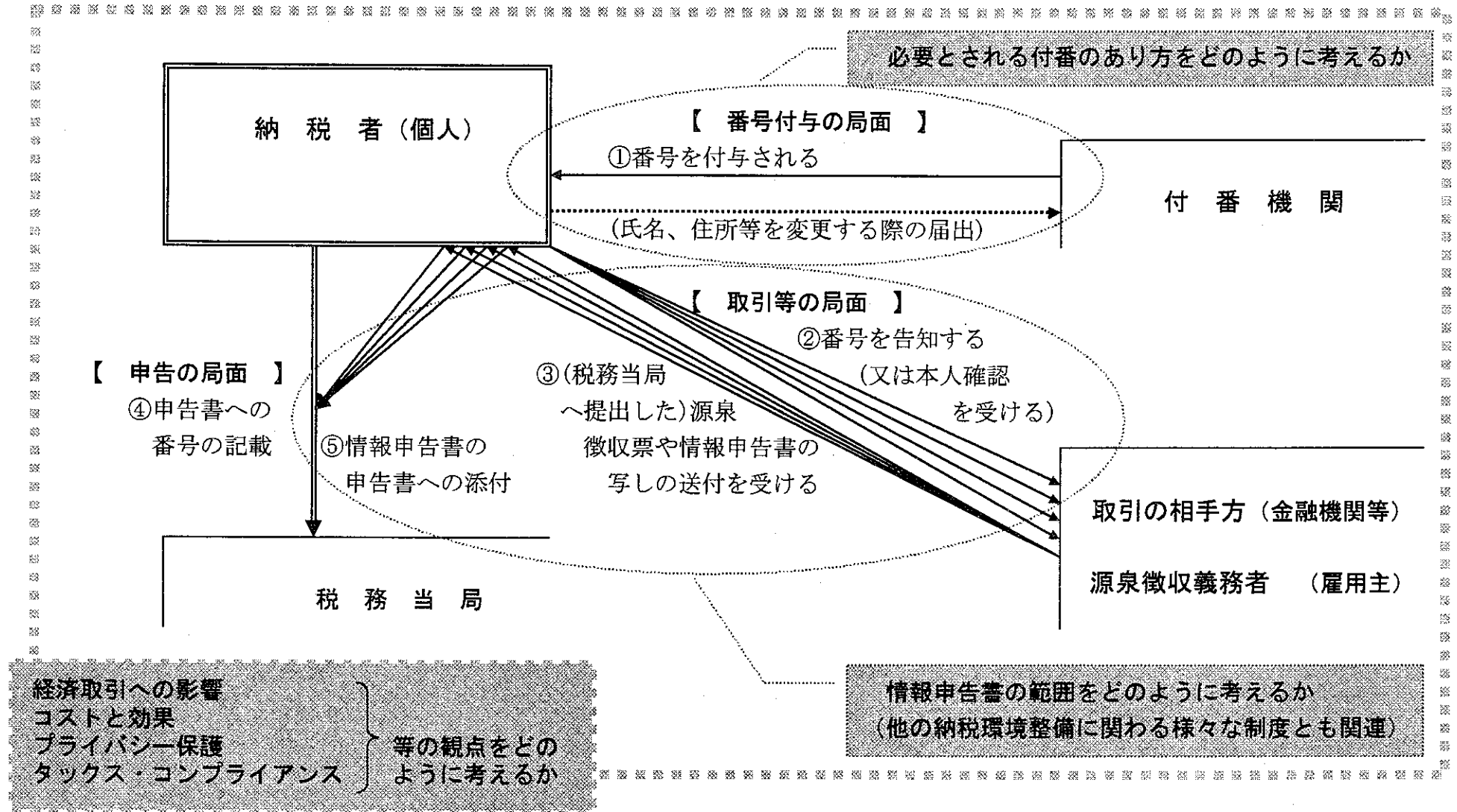


- ① 個人及び法人は、付番機関から番号を付与される。
- ② 付番機関は、税務当局に番号、氏名等の情報を提供する。
- ③ 個人及び法人は、各種の取引（例えば、『金融機関等への口座の開設』、『債券の購入等』）を行う際、付与された番号を取引の相手方に告知しなければならない。
- ④ 金融機関等（取引の相手方）は、情報申告書（例えば『利子等の支払調書』、『株式等の譲渡の対価の支払調書』等）に、納税者の氏名等と合わせ番号を記載し、税務当局に提出する。
- ⑤ 納税者は、納税申告書等の提出書類に事故の番号を記載し、税務当局に提出する。
- ⑥ 税務当局は、
 - イ) 情報申告書を納税者毎に名寄せ
 - ロ) 情報申告書と納税申告書の記載内容を突合（マッチング）
 - ハ) マッチングにより、納税申告書の内容が適正であるか否か確認（適正でない場合には調査等が行われる。）

（注１）（株式等の有価証券の）取得価額を（納税者番号）制度により把握することには限界があるので、同制度を利用して有価証券譲渡益を自動的に把握することは困難である。【納税者番号等検討小委員会報告（昭和 63 年 12 月）】

（注２）事業所得を完全に把握するためには、売上げ又は仕入れ等に関する取引の全てを納税者番号制度による資料収集の対象とする必要があるが、それは、現実には困難であろう。【同上】

個人納税者のケース（納税者番号制度のイメージ）



(注1) この図においては、付番機関から税務当局への番号提供、取引の相手方等による番号付きの情報申告書の税務当局への提出、税務当局の行う情報申告書の納税者後との名寄せ・情報申告書と納税申告書の記載内容の突合（マッチング）、納税申告書の内容が適正でない場合の調査 等については、省略されている。

(注2) この図は、納税者番号制度において個人納税者に関する事柄について特定して表示したものであるが、具体的な番号制度を念頭に置いたものではなく、今後の様々な検討の中で変わりうるものであることに留意する必要がある。

納税者番号制度を巡る論点

(10年10月基本問題小委・基本枠組WG中間とりまとめ、11年度答申(10年12月)より)

1. 経済社会情勢の変化

- ・ 番号利用の一般化
- ・ 経済取引のグローバル化
- ・ 金融システム改革
- ・ 電子商取引 等

2. これまでの検討の諸類型・具体的なイメージ

- ・ 税務行政の機械化・適正化
- ・ 利子・株式譲渡益の総合課税化
- ・ 相続税等の資産課税の適正化

3. 経済取引への影響

- ・ 資金シフト等、経済取引への影響

4. コストと効果

- ・ 民間及び行政のコスト
- ・ 納税の透明性等

5. プライバシー保護

○ 納税者番号制度については、国民の理解が更に深められ、より掘り下げた具体的な議論が行われることが重要ではないか

- ・ タックス・コンプライアンスの観点
- ・ 行政による全国一連の番号の整備の状況
- ・ 資料情報制度

電子化・情報化と納税者番号制度

(経済社会情勢の変化)

- ・ 番号利用の一般化 (カード社会)
- ・ 行政による全国一連の番号の整備
(基礎年金番号、住民票コード)
- ・ 経済取引のグローバル化 (国境間の資金移動)
- ・ 金融システム改革 (商品間の資金移動)
- ・ 電子商取引 (納税者⇔取引の相手方等)
- ・ 電子申告 (納税者⇔課税当局)

電子化・情報化が急速に進展する経済・社会

(考えられる論点—例示—)

- ・ 国境・金融商品の枠を超えた資金の移動 (利益のつけかえ) が容易に ⇒ 租税回避行為が容易になるおそれ
- ・ 電子商取引、電子申告等の一般化 ⇒ 取引等における本人確認の必要性の高まり
- ・ (特に金融の場における) 番号利用の一般化、ペイオフ等 ⇒ 本人確認とプライバシー保護の議論が更に一般的に

⇒ **納税者番号制度に関する検討においても考慮する必要**

必要とされる付番のあり方に関する税制調査会における検討

○ 昭和 63 年 12 月 納税者番号等検討小委員会報告（抜粋）

第二 納税者番号をめぐる諸問題とその考え方

2 具体的仕組みについての基本的考え方

(1) 国民への番号付与の方式

仮に我が国に納税者番号制度を導入することとする場合、まず、国民への番号の付与についてどのような方式を採用するかが問題となる。

① 番号が満たすべき条件

イ 納税者番号は、それを用いて各納税者に係る各種課税資料を的確に名寄せできるものでなければならない。

仮に、同一人に複数の番号が付与されたり、同一番号が二人以上の者に付与される（以下「二重付番」という。）があれば、番号による的確な名寄せはできない。

地域ごとあるいは期間別に設定される番号では、全国規模で常時行われる取引を納税者ごとに的確に名寄せすることは困難であろう。全国規模の番号であっても、納税者の氏名等が変わった場合、番号を管理する行政機関が氏名等の異動を迅速かつ的確に更新できる体制になっていないと、二重付番の問題が生じたり、番号により納税者を特定できなくなるおそれがある。

したがって、納税者番号として利用できる番号制度であるためには、二重付番がなく、全国一連の番号で生涯変わらないものであることが必要であり、さらに番号を付与した後の氏名等の異動を管理できる体制になっていることが要請される。

ロ 納税者番号制度の対象となる取引を行う際、氏名等に加え、番号を取引の相手方に示すことが義務付けられることになるので、対象取引を行う者には全て番号を付与する必要がある。

後述するように、課税の公平性、中立性の観点から納税者番号制度の対象取引の範囲は広いものとなる結果、ほとんどすべての国民が対象取引を行うこととなると考えられるので、大多数の個人及び法人を網羅する番号制度でなければ、納税者番号として利用できないことになる。

（注）例えば、預金利子の受取をはじめ金融資産に係る取引を納税者番号制度の対象とするだけでも、大多数の国民に番号の使用を義務付けることとなり、結局、国民のほとんどが納税者番号を必要とすることになると考えられる。

ハ さらに、取引において納税者番号が確実に使用されるようにするためには、罰則によりその義務の履行を担保する必要があるが、ほとんどの国民が関わる新しい制度を罰則のみにより定着させることには限界があり、罰則がなくとも国民が自発的に使用することになるような番号制度とすることが望ましい。

個人付番方式の比較

	「基礎年金番号」	「住民票コード」
根拠規定	・国民年金法施行規則（厚生省令）	・住民基本台帳法
付番機関	・社会保険庁	・市町村 (都道府県又は全国センターにおいても管理)
付番対象者	・公的年金加入者等（外国人も含む）	・居住者（外国人を除く）
保有情報	・番号 + 氏名、生年月日、性別、住所、 公的年金加入情報 (注) 住所の変更は、本人の届出による	・コード + 氏名、住所、性別、生年月日 等
他の行政機関に 提供される情報	・なし	・コード + 氏名、住所、性別、生年月日、付随情報 (変更年月日・理由)
番号カード	・なし	・本人の申請により発行 (注) 住民基本台帳カードの様式その他必要な事項は自治省令において規定
目的	・公的年金の制度運営の一層の適正化 未加入者問題への対応 供給調整の適正化 行政サービスの向上（年金相談・年金裁定）	・住民基本台帳事務の簡素化・効率化 (転入・転出事務等) ・国の行政機関等への情報提供 (法令上明確に規定された分野に利用を限定)
プライバシー 保護規定	・個人情報保護法	・法律による厳格な保護措置 ・附則修正：「この法律の施行に当たっては、政府は、個人情報保護に万全を期するため、速やかに、所要の措置を講ずるものとする。」 旨の規定が加えられた
民間での利用	・加入者本人に他に利用されないよう注意喚起	・民間による利用を禁止
検討・実施 状況	8年4月 システム・テスト ↓ 住所情報等収集 ↓ 広報 10月 付番対象者確認 12月 番号通知 9年1月 実施	8年3月 研究会最終報告 7月～10月 自治大臣懇談会 9年6月 住民基本台帳法の一部改正試案公表 10年3月 住民基本台帳法一部改正法案国会提出 11年6月 同法案、衆議院通過（附則一部修正） 8月 参議院において可決・成立 → 公布

個人付番方式のメリット／デメリットについて

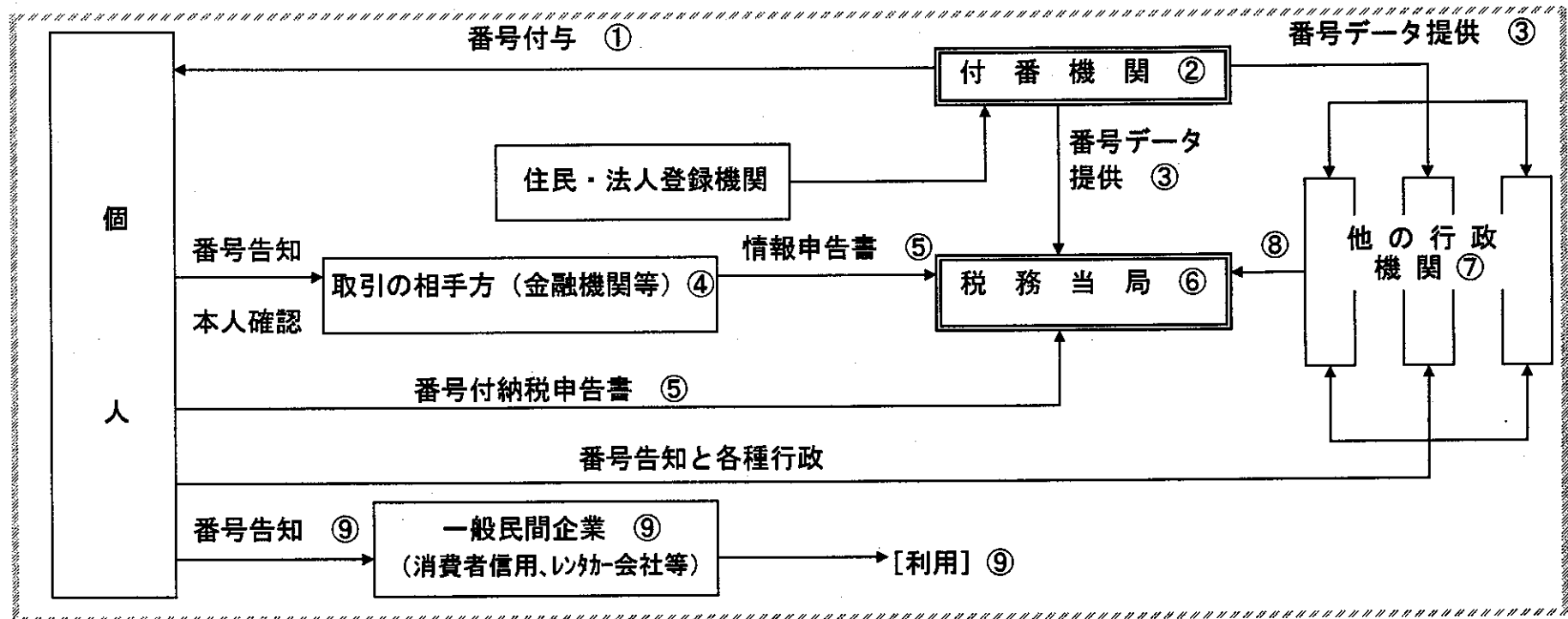
未定稿

	年金番号方式（基礎年金番号）	住民基本台帳方式（住民票コード）
メリット	○ 国民に受益を伴う行政分野で利用されているので、税務の分野での利用も比較的円滑に受け入れられるのではないか。 ＜昭和 63 年小委報告・平成 4 年小委報告＞ ○ 基礎年金番号の民間利用について規制はなく、納税者と相手方（金融機関等）との自己証明・本人確認の場面においても活用可能である。 （← 他方、民間における個人情報保護の問題について検討が必要）	○ 外国人を除く居住者すべてが対象であり、住所異動を正確に把握できる。 ○ 番号に法律上の根拠がある（住民基本台帳法）。
デメリット	● 年金非対象者等については自主申請とならざるを得ないことから全国民に自動的に付番することができず、二重付番、付番漏れが生じ得る（注2）。 （← 公的年金制度に加入していない者についても、自主的に番号を取得することを促す仕組みを作ること等によって番号制度の枠組みに取り込めるのではないかと意見もあり） ＜平成 4 年小委報告（昭和 63 年も同旨）＞ ● 番号に法律上の根拠がない（厚生省令で規定）。	● 強制的に番号が付与されるので抵抗感が強いのではないかと。 （← 身近な市町村で付番し、番号が管理される方が、抵抗感が弱いのではないかと意見もあり） ＜昭和 63 年小委報告（平成 4 年も同旨）＞ ● 住民票コードの民間利用が禁止されているため、納税者と相手方（金融機関等）との自己証明・本人確認の場面では活用できない。

（注1）上記は、個人付番方式に関する比較であり、法人、人格なき団体等の個人以外に対する付番の問題に付いては、別途の検討が必要。

（注2）基礎年金番号は、公的年金加入者等（外国人も含む）が対象であり、住所の変更は本人の届出による。

納税者番号制度を巡るプライバシー問題の諸局面と論点の整理（未定稿）



① 付番機関から個人に対する番号付与の局面

② 付番機関における情報の蓄積

③ 付番機関が番号データを税務当局等他の行政機関へ提供する場合

④ 金融機関による番号データの蓄積

⑤ 税務当局に対し、課税に関する諸情報を提出する局面

⑥ 税務当局における情報管理

⑦ 他の行政機関における情報管理

⑧ 他の行政機関から税務当局への情報提供

⑨ 民間企業による番号データの収集・蓄積・利用の局面

(注) この図は、納税者番号制度の仕組みと各局面において生ずるプライバシー問題について考えられるイメージを示したものであり、具体的な番号制度を念頭に置いたものではなく、今後の様々な検討の中で変わらうものであることに留意する必要がある。

個人情報保護に関する政府の取組み

昭和 63 年 「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」公布

(平成 10 年 3 月 「住民基本台帳法の一部を改正する法律案」国会提出)

平成 10 年 11 月 高度情報通信社会推進本部(本部長：小淵内閣総理大臣)、「高度情報通信社会推進に向けた基本方針」を本部決定。個人情報保護に関して、「民間における自主的取組みを推進するとともに、法律による規制も視野に入れた検討を行って行く必要」と言及

(平成 11 年 6 月 「住民基本台帳法の一部を改正する法律案」、衆議院を通過。法案修正がなされ、附則部分に「2 この法律の施行に当たっては、政府は、個人情報の保護に万全を期するため、速やかに、所要の措置を講ずるものとする。」の一項が追加)

平成 11 年 7 月 内閣・高度情報通信社会推進本部、「経済・社会の急激なネットワーク化が進展する中での個人情報保護のあり方について検討」するため、個人情報保護検討部会(座長：堀部政男中央大学法学部教授)の設置を本部長決定。

(平成 11 年 8 月 「住民基本台帳法の一部を改正する法律案」参議院において可決・成立→公布)

平成 11 年 10 月 三党連立政権、「政治・政策課題合意書」において「個人情報保護のための包括的なシステムの整備…を図る」旨合意

個人情報保護検討部会、「個人情報の保護について(骨子・座長私案)」を公表

平成 11 年 11 月 同部会、「我が国における個人情報保護システムの在り方について(中間報告)」を了承

平成 11 年 12 月 高度情報通信社会推進本部、「『…部会中間報告』」を最大限尊重し、我が国における個人情報保護システムの中核となる基本的な法制の確立に向けた具体的検討を進める。」との本部決定

平成 12 年 1 月 高度情報通信社会推進本部、「我が国における個人情報保護システムの中核となる基本的な法制の確立に向けた法制的な観点からの専門的な検討を行う」ため、個人情報保護法制化専門委員会(委員長：園部逸夫立命館大学大学院客員教授、前最高裁判所判事)の設置を本部長決定

米国における社会保障番号・納税者番号とプライバシー保護の仕組み

○ 米国においては、社会保障番号(SSN: Social Security Number、内国歳入法の規定により納税者番号として採用)に関して、以下のようなプライバシー保護のための措置がなされている。

(1) 1974 年プライバシー法(Privacy Act of 1974)上の制約

- ・ 連邦、州及び地方政府機関が強制力をもって個人に社会保障番号の開示を求めるためには、連邦法にその根拠が必要とされる。

(2) 社会保障番号に関する社会保障法上の保護

- ・ 情報の非公開：社会保障制度の運用上社会保障庁又は権限ある者が取得・管理している社会保障番号及び関連する情報は、法律または規則によって認められている場合を除き、公開を禁止している。
- ・ 不公正な社会保障番号の利用の制限：社会保障番号の設定に係る虚偽の情報提供、番号の不正使用・開示等は禁止されており、これに違反すると 10,000 ドル以下の罰金若しくは 5 年以下の禁錮又はこれらの併課がなされる。

(3) 税務におけるプライバシー保護

- ・ 1976 年税制改革法において、内国歳入法が改正され、納税申告書及びその関連書類等の開示に関する要件を詳細に規定した。本規定により、納税申告書及びその関連書類は原則非公開とし、全ての公務員は守秘義務を負うこととなっており、これに違反すると、5,000 ドル以下の罰金若しくは 5 年以下の禁錮又はこれらの併科がなされる。

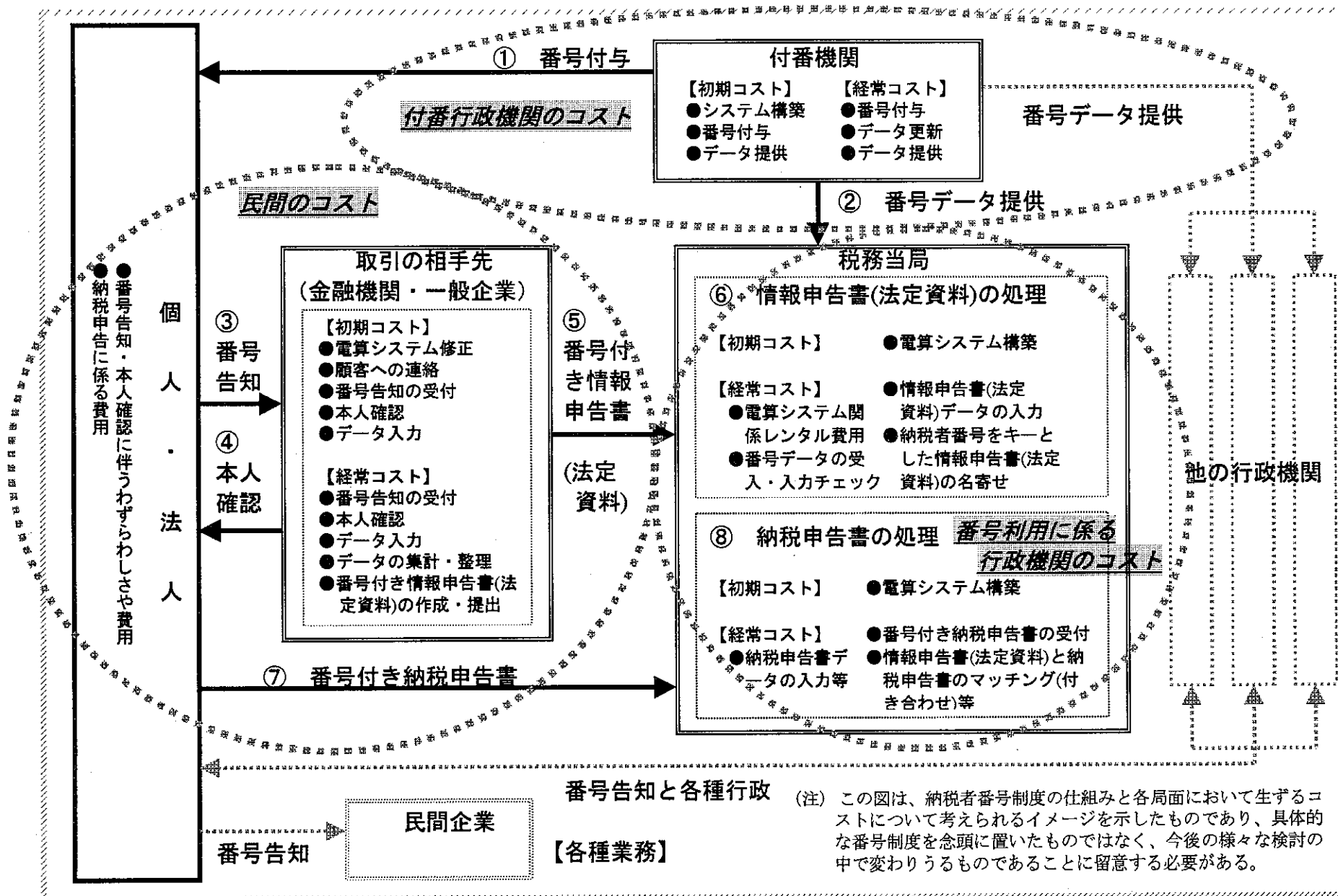
(4) 民間部門における納税者番号の利用

- ・ 連邦法に違反して納税者番号を開示した場合、内国歳入法の規定により、5,000 ドル以下の罰金若しくは 5 年以下の禁錮又はこれらが併課される。

(注 1) 納税者番号の告知を受けた者が連邦法に違反して納税者番号を開示した場合、納税者はその者に対する損害賠償請求の民事訴訟を連邦地裁に提訴することができる。

(注 2) 納税者番号として使用する場合の社会保障番号については上記のような規制が存在するものの、社会保障番号自体の民間における利用についてプライバシー保護の観点から規制する法律はない。

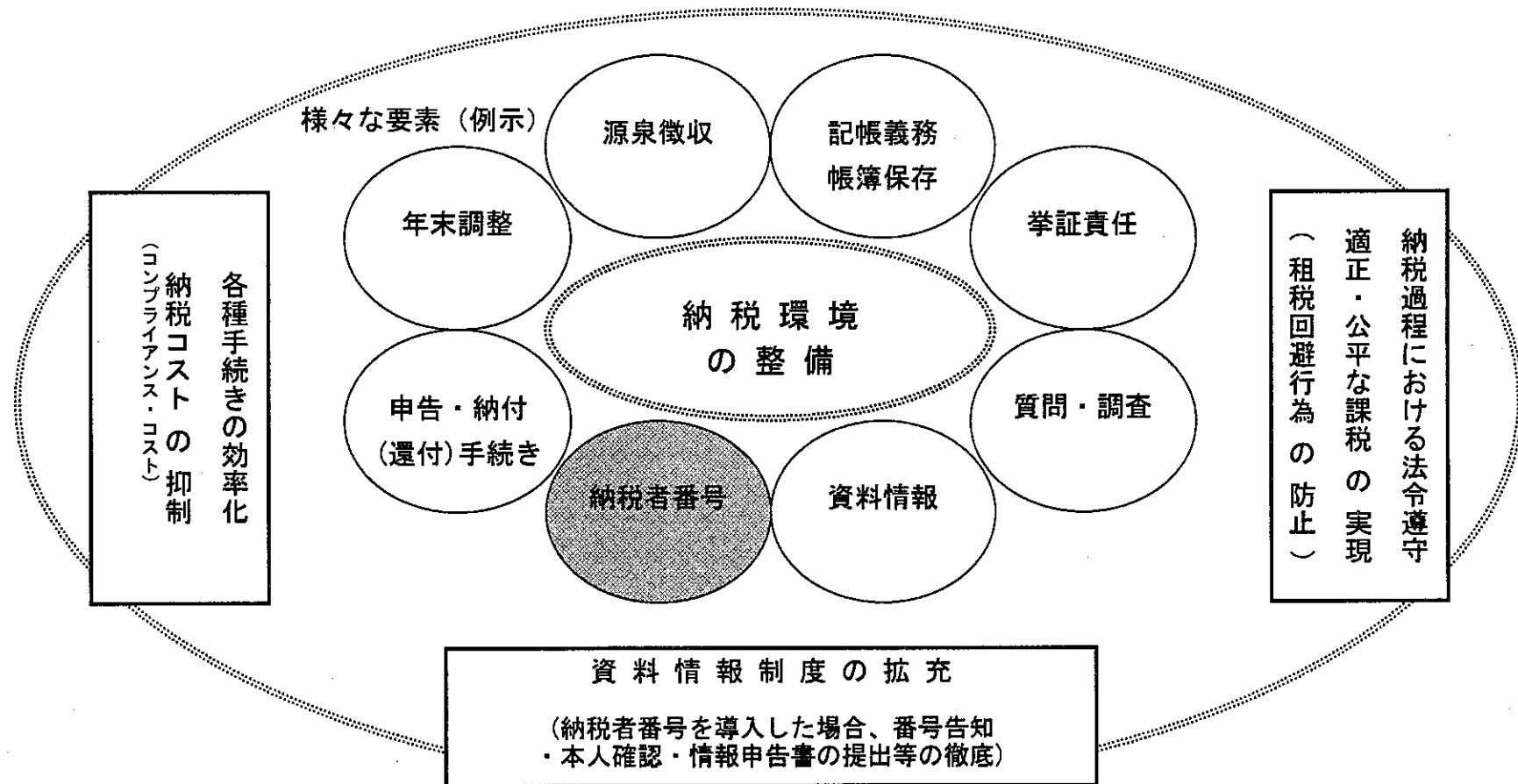
納税者番号制度の利用の各局面において生ずるコスト（イメージ）



主要国における納税者番号制度の概要（未定稿）

国名	番号の種類	適用業務	付番者（数）	人口 （1998年現在）	付番維持 管理機関	付番の根拠法	実施年
アメリカ	社会保障番号 （9桁）	税務、社会保険、年金 、兵役等	約3億8,100万人 （累積数） （1997年現在）	2億7,056万人	社会保障庁	社会保障法	1962年
カナダ	社会保険番号 （9桁）	税務、失業保険、年金 等	約3,153万人 （累積数） （1997年現在）	3,030万人	人的資源開発省	失業保険法	1967年
デンマーク	統一コード （10桁）	税務、年金、住民管理 、諸統計、教育等	全住民	530万人	内務省中央 個人登録局	個人登録に関する法律	1968年
スウェーデン	統一コード （10桁）	税務、社会保険、住民 管理、諸統計、教育等	全住民	885万人	国 税 庁	人口登録制度に関する勅令・政令	1968年
ノルウェー	統一コード （11桁）	税務、社会保険、諸統計、 教育、選挙等	全住民	443万人	登 録 庁	人口登録制度に関する法律	1970年
韓 国	住民登録番号 （13桁）	税務、社会保障、旅券 の発給等	全住民	4,643万人	内 務 部	住民登録法	1993年
シンガポール	統一コード （1文字8数字）	税務、年金、車両登録 等	全住民	387万人	内務省国家 登録局	国家登録法	1995年
イタリア	統一コード （文字及び数字 の組合せ）	税務、諸許認可等	約5,000万人 （1997年現在）	5,852万人	財 政 省	納税者登録及び 納税義務者の納 税番号に関する 大統領令	1977年
オーストラリア	統一コード （9桁）	税務、所得保障等	約1,250万人 （1996年現在）	1,875万人	国 税 庁	1988年度税制改 正法	1989年

タックス・コンプライアンス（Tax Compliance：税制への信頼と納税過程における法令遵守）
（ 納税者や源泉徴収義務者等の関係者の観点 ）



課税の公平・適正化 + 納税者意識の向上

○ 最近における適正な申告水準の維持向上策

項 目	措 置 の 概 要
1 記帳、記録保存関係	
(1) 記帳義務 (昭和59年創設)	その年において事業所得等（事業所得、不動産所得又は山林所得をいう。）を生ずべき業務を行う白色申告者でその年の前々年又は前年分のこれらの所得の金額の合計額が300万円を超えるもの及び白色申告法人は、取引に関し簡易な記帳をしなければならない。
(2) 記録保存義務 (昭和59年創設)	その年において事業所得等を生ずべき業務を行う白色申告者でその年の前々年又は前年分の確定申告書又は総収入金額報告書を提出しているもの及び白色申告法人は、その年においてこれらの業務に関して作成し、又は受領した帳簿書類を保存しなければならない。
2 資料収集	
(1) 総収入金額報告書 〔昭和59年創設〕 〔昭和62年改正〕	その年において事業所得等を生ずべき業務を行う者で、その年のこれらの所得に係る総収入金額の合計額が、3,000万円（創設時 5,000万円）を超えるものは、確定申告書を提出した場合を除き、その合計額等を記載した総収入金額報告書を翌年3月15日までに、税務署長に提出しなければならない。
(2) 収支内訳書 (昭和59年創設)	その年において事業所得等を生ずべき業務を行う白色申告者が提出する確定申告書には、これらの所得に係る総収入金額及び必要経費の内容を記載した書類を添付しなければならない。
(3) 公益法人等の収支計算書 〔平成8年創設〕 〔平成9年改正〕	収益事業を営まない公益法人等についても、小規模法人（年間収入 8,000万円以下の法人）を除き、収支計算書を所轄税務署長に提出しなければならない。
(4) 官公署等の協力制度 〔昭和59年創設〕 〔昭和63年等拡充〕	税務職員は、所得税、法人税、相続税若しくは贈与税、地価税又は消費税に関する調査について必要があるときは、官公署等に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。
3 不適正申告に対する措置	
(1) 過少申告加算税 (昭和59年改正)	一律5%から5%及び10%（期限内申告税額又は50万円のいずれか多い金額を超える部分）の二段階制に改正
(2) 各種加算税 (昭和62年改正)	過少申告加算税及び無申告加算税（自主申告に係るものを除く。）並びにこれらに代えて課す重加算税の割合を5%引上げ
(3) 脱税に係る罰則 (昭和56年改正)	脱税に係る懲役刑及び公訴時効期間を3年から5年に強化・延長
(4) 更正決定の期間制限 (昭和56年改正)	脱税の場合の更正決定の期間制限を5年から7年に延長
4 立証責任 (昭和59年改正)	国税通則法第116条（原告が行うべき証拠の申出）の改正で対処

法定資料の種類

(所得課税に関するもの)

○ 納税義務者本人以外の第三者から提出されるもの

I 利子等、配当、収益の分配等に関するもの

- 1 利子等の支払調書
- 2 国外公社債等の利子等の支払調書
- 3 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書
- 4 国外証券投資信託又は国外株式の配当等の支払調書
- 5 ユニット型証券投資信託収益の分配の支払調書
- 6 オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書
- 7 株式の消却等の場合の支払調書
- 8 利益又は剰余金をもって株式又は出資の消却をした場合の支払調書
- 9 利益積立金額の資本等の組入れの場合の支払調書
- 10 清算中の法人が継続した場合等の支払調書
- 11 名義人受領の利子所得の調書
- 12 名義人受領の配当所得の調書

II 不動産、株式等の譲渡の対価等に関するもの

- 13 不動産等の譲受けの対価の支払調書
- 14 株式等の譲渡の対価の支払調書
- 15 譲渡性預金の譲渡等に関する調書
- 16 株式譲渡請求権又は新株引受権の付与に関する調書
- 17 特定株式又は承継特定株式の異動状況等に関する調書
- 18 特定短期国債等の譲渡対価の支払調書

III 給付補てん金、利益の分配、償還金、生命・損害保険契約等に関するもの

- 19 定期積金の給付補てん金等の支払調書
- 20 匿名組合契約等の利益の分配の支払調書
- 21 生命保険契約等の一時金の支払調書
- 22 生命保険契約等の年金の支払調書
- 23 損害保険契約等の満期払戻金等の支払調書
- 24 損害保険契約等の年金の支払調書
- 25 無記名割引債の償還金の支払調書
- 26 特定短期国債の償還金の支払調書

IV 報酬等、使用料等、給与、退職金、公的年金等に関するもの

- 27 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

- 28 損害保険代理報酬の支払調書
- 29 不動産の使用料等の支払調書
- 30 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書
- 31 給与所得の源泉徴収票（住民税：給与支払報告書）
- 32 退職所得の源泉徴収票（住民税：退職所得の特別徴収票）
- 33 公的年金等の源泉徴収票（住民税：公的年金等支払報告書）

V 非居住者等に関するもの

- 34 非居住者等に支払われる人的役務提供事業の対価の支払調書
- 35 非居住者等に支払われる不動産の使用料等の支払調書
- 36 非居住者等に支払われる借入金の利子の支払調書
- 37 非居住者等に支払われる工業所有権の使用料等の支払調書
- 38 非居住者等に支払われる機械等の使用料の支払調書
- 39 非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書
- 40 非居住者等に支払われる不動産の譲受けの対価の支払調書

VI その他

- 41 信託の計算書

○ 納税義務者本人から提出されるもの

- 42 収支内訳書
- 43 開業等の届出
- 44 給与等の支払をする事務所の開設等の届出
- 45 事業所得等に係る総収入金額報告書
- 46 財産債務明細書

(資産課税に関するもの)

○ 納税義務者本人以外の第三者から提出されるもの

- 1 生命保険金・共済金受取人別支払調書
- 2 損害（死亡）保険金・共済金受取人別支払調書
- 3 退職手当金等受給者別支払調書
- 4 信託に関する受益者別（委託者別）調書